

6 監査第 24 号  
平成 26 年 5 月 8 日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 足 達 昌 久

京丹後市職員措置請求(住民監査請求)に係る監査結果について (通知)

平成 26 年 4 月 3 日付で収受しました地方自治法 (以下「法」という。) 第 242 条第 1 項の規定に基づく京丹後市職員措置請求 (住民監査請求) については、下記の理由により却下します。

## 記

### 第 1 請求の要旨

京丹後市は京丹後市久美浜総合交流販売施設 (以下「サンカイカン」という。) の指定管理者として、株式会社 A (以下「A 社」という。) を指定している。A 社は株式会社 B (以下「B 社」という。) に対し、サンカイカンの運営管理に関して、京丹後市と A 社の間で平成 23 年 2 月 10 日に締結された「京丹後市久美浜総合交流販売施設の管理に関する基本協定書」(以下「本件協定書」という。) 第 15 条第 1 項において、「乙 (A 社) は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に甲 (京丹後市) の承認を受けた場合は、この限りでない。」と規定されているが、A 社は事前に京丹後市の承諾を得ず、本業務を委託しており本件協定書の規定に違反し違法である。

A 社はサンカイカンの管理運営に関して B 社と、平成 18 年 12 月 8 日に業務提携書を締結している。その業務提携書第 2 条で「乙 (B 社) は、施設 (サンカイカン) で販売した商品代金の 2 割を販売手数料として甲 (A 社) に支払うものとする。」と規定されており、売上高の 2 割が A 社、8 割が B 社の収入になっているが、B 社の 8 割が高すぎるため A 社が損をしている。これにより、A 社の株式を 51% 保有している京丹後市は、株主としてその投資資産に対する損害を被っている。

A 社が平成 21 年度から平成 23 年度まで京都府の事業である地域雇用環境整備特別対策事業・ふるさと雇用再生事業委託料として、京丹後市を經由し受領した

収入について、平成21年度（A社第11期決算）と平成22年度（A社第12期決算）では「未収金」として計上されているが、平成23年度（A社第13期決算）では未計上であり、平成24年度（A社第14期決算）で「その他の売上」として計上されており、適正な会計処理であるといえない。

京丹後市長は、指定管理者であるA社に対し不適切な管理や会計処理について適正なものに是正する処置を求める。

## 第2 受理できない理由

法第242条では、普通公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為、又は怠る行為があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る行為によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨であります。

したがって、住民監査請求は、当該団体に財産的損失を与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しません。

最高裁第一小法廷の平成6年9月8日判決（平成6年（行ツ）第97号）は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にない行為は、住民監査請求の対象には該当しない。」としています。

今回の住民監査請求は、サンカイカンの指定管理者であるA社が本件協定書に違反し、京丹後市の承諾を得ずにB社に本業務を委託したことについて、委託を解除するなどの是正を求める請求と、A社がサンカイカンの管理運営に関してB社と平成18年12月8日に締結した「業務提携書」の内容について、A社が不利な契約となっており損害を受けているため、A社の株式を51%保有している京丹後市は、株主としてその投資資産に対する損害を被っていることについて、株主総会で議題を提出し議決権を行使するなど、適切に株主としての権利を行使することを求める請求及びA社の第13期決算（平成23年度）の会計処理について、不適正であるので内容を調査し会計処理の是正をするなどの必要な措置を求める請求であります。

前述のとおり住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は、職員による財務会計上の行為又は怠る行為が京丹後市に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合に、非違の防止・是正の措置を求めるものですが、京丹後市はA社に対し、指定管理施設の管理運営経費である指定管理委託料を支出した事実はなく、今回の住民監査請求の内容においても、財務会計上、京丹後市に損害が発生している事実の是正を求める内容は含まれておりません。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、法第242条の要件を満していないため、本件請求は不適法であるので却下します。